

VIII 地域連携テクノセンター

地域連携テクノセンターは、産学交流室と材料評価室から構成されている。
それぞれの利用に関しては次のとおりである。

1 産学交流室について

産学交流室は、産業界との連携・交流にかかる推進計画の策定を行うほか、産業界等への技術相談・指導に関する事、産業界等との研究情報の交換や受託研究・共同研究等に関する事、交流会に関する事等の立案及び広報にかかる業務を行っている。また、地域と連携して学生を育てる観点から、インターンシップ事業に関する業務を行っている。

産学交流室利用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、産学交流室規程第6条の規定に基づき、産学交流室の利用に関する事項を定めるものとする。

第2条 産学交流室を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本校学生
- (2) 本校教職員
- (3) その他産学交流室長（以下「室長」という。）が特に認めるもの

(開室及び閉室)

第3条 開室及び閉室の時刻は、原則として、平日（月～金曜日）の9時から17時30分とする。ただし、室長が必要と認めるときは、開室および閉室の時刻を変更することができる。

(利用方法)

第4条 産学交流室を利用しようとする者は、室長の承認を受け、別に定める利用心得に従って利用するものとする。特にインターンシップに関する資料の閲覧等については、インターンシップ心得に従って利用するものとする。

2 利用者の過失によって、施設、設備が破損したときは、原則として当該利用者の負担によって修復するものとする。

第5条 室長は、この細則またはこの細則に基づく定めに従わない者、その他産学交流室の運営に支障を生ぜせしめた者に対し、利用の承認を取り消すことができる。

(雑 則)

第6条 この細則に定めるもののほか、産学交流室の利用に関する必要な事項は、地域連携テクノセンター運営会議の議を経て室長が定める。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

2 材料評価室について

材料評価室は、材料科学に関する教育・研究に資することを目的とし、材料の開発と解析に関する教育・研究の支援に関することや、材料評価室を利用する公開講座、共同研究、受託研究などの支援に関すること、産学交流に伴う技術支援に関することなどの業務を行っている。

材料評価室利用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、材料評価室規程第6条の規定に基づき、材料評価室の利用に関する事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 材料評価室を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本校学生
- (2) 本校教職員
- (3) その他材料評価室長（以下「室長」という。）が特に認める者

(開室及び閉室)

第3条 開室及び閉室の時刻は、原則として、平日（月～金曜日）の9時から17時30分までとする。ただし、室長が必要と認めるときは、開室及び閉室の時刻を変更することができる。

2 学則の定める休業日の開館日時については、室長がその都度告知する。

(利用の申請)

第4条 材料評価室を利用しようとする者は、「材料評価室利用申請書」（別紙様式1）により室長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、学生については、指導する教員が一括して申請するものとする。

(利用の承認)

第5条 室長は、前条の申請を適当と認めた場合、「材料評価室利用承認書」（別紙様式2）により申請者に通知しなければならない。

(施設、設備の利用等)

第6条 材料評価室の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、別に定める「利用心得」に従って利用するものとする。

2 利用者の過失によって施設、設備が破損又は故障したときは、原則として当該利用者の負担によって修復するものとする。

(経費の負担)

第7条 利用者は、利用に係る必要な経費を負担しなければならない。ただし、室長が特に必要と認めるときは、利用に係る経費の全部又は一部を負担させないことができる。

2 経費の負担額及び負担方法は、室長が定める。

(利用承認の取消)

第8条 室長は、この細則又はこの細則に基づく定めに従わない者、その他材料評価室の運営に支障を生ぜせしめた者に対し、利用の承認を取り消すことができる。

(雑 則)

第9条 この細則に定めるもののほか、材料評価室の利用に関する必要な事項は、地域連携テクノセンター運営会議の議を経て室長が定める。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。